

議案第51号

東郷町子ども医療費支給条例の一部改正について

東郷町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年11月29日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、民法の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

東郷町子ども医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「監護するもの」の次に「又は18歳に達した子どものうち最初の3月31日までの間にあるものを現に扶養する者」を加え、同条第4項を削る。

第2条の2第1項及び第2項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども（以下「高校生等」という。）のうち婚姻しているもの又は国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるものは、当該高校生等を受給資格者とする。

第3条第2項中「者は」を「場合は」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 就学児が東郷町障害者医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第22号）による医療費の支給を受けられることができる場合
- (2) 就学児が東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例（昭和53年東郷町条例第20号）による医療費の支給を受けられることができる場合
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
- (4) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けられることができる場合

第4条第1項中「当該子どもの保護者である」を削り、同条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額」を「診療報酬」に改める。

第8条第1項及び第2項中「受給者証の交付を受けた者」を「受給者」に改める。

第10条中「子どもの保護者」を「受給資格者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行等に伴い受給の対象となる者を見直す必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 保護者について、現に監護している子どもが満18歳に達し成年となったときも引き続き保護者とすること。（第2条関係）
- (2) 高校生等のうち婚姻しているもの又は国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるものを受給資格者に加えること。（第3条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。